

令和6年6月19日

宇部市議会総務財政委員会会議録

宇 部 市 議 会

宇部市議会総務財政委員会会議録

1 日 時 令和6年6月19日（水）

午前9時58分から午前11時39分まで

2 場 所 第1委員会室

3 事 件 （1）報 告 市制施行100周年記念絵本制作委員会の開催状況について

（2）議案第58号 宇部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中一部改正の件

（3）議案第59号 宇部市立体駐車場条例中一部改正の件

（4）議案第60号 地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例中一部改正の件

（5）報告第2号 専決処分を報告し、承認を求める件（宇部市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和6年条例第25号））

（6）報告第3号 専決処分を報告し、承認を求める件（宇部市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和6年条例第26号））

（7）報告第4号 専決処分を報告し、承認を求める件（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第27号））

（8）報 告 開庁時間短縮の検討状況について

（9）そ の 他

4 出席委員（9名）

委員長	城 美 暁 君	副委員長	青 谷 和 彦 君
委員	唐 津 正 一 君	委員	河 崎 運 君
委員	甲 谷 理 温 君	委員	重 枝 尚 治 君
委員	時 田 洋 輔 君	委員	西 村 享 平 君
委員	松 岡 伸 一 君		

5 欠席委員（0名）

6 その他の出席者（0名）

7 説明のため出席した者

(1) 報 告 市制施行100周年記念絵本制作委員会の開催状況について

総合政策部

部 長 古 林 学 君

次 長 田 中 弓 子 君

市史編さん室主査 竹 原 よ し え 君

政策企画課係長 久 保 田 準 一 君

(2) 議案第58号 宇部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中
一部改正の件

総務部

部 長 大 畑 秀 幸 君

次 長 馬 場 葉 子 君

総 務 課 長 松 田 映 子 君

同課副課長 正 司 邦 雄 君

デジタル推進課長 大 西 義 紀 君

同課副課長 安 達 佳 二 君

(3) 議案第59号 宇部市立体駐車場条例中一部改正の件

総務部

部 長 大 畑 秀 幸 君

次 長 濱 原 貴 宏 君

総 務 課 長 松 田 映 子 君

同課副課長 正 司 邦 雄 君

財産管理課長 羽 根 伸 宏 君

同課副課長 大 石 宗 孝 君

都市政策部

次 長 福 田 庄 吾 君

新庁舎建設課長 紅 野 覚 君

建築指導課長 沖 永 靖 行 君

(4) 議案第60号 地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の
不均一課税に関する条例中一部改正の件

総務部

部 長 大 畑 秀 幸 君

次 長 馬 場 葉 子 君

資産税課長 西 村 昌 隆 君

同課副課長	白 川 智 子 君
産業経済部	
次 長	村 岡 和 弘 君
企業立地推進課副課長	喜志多 俊 通 君

- (5) 報告第 2 号 専決処分を報告し、承認を求める件（宇部市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和6年条例第25号））

総務部	
部 長	大 畑 秀 幸 君
次 長	馬 場 葉 子 君
市民税課長	吉 田 和 弘 君
同課副課長	岩 本 浩 志 君

- (6) 報告第 3 号 専決処分を報告し、承認を求める件（宇部市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和6年条例第26号））

- (7) 報告第 4 号 専決処分を報告し、承認を求める件（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第27号））

総務部	
部 長	大 畑 秀 幸 君
次 長	馬 場 葉 子 君
資産税課長	西 村 昌 隆 君
同課副課長	白 川 智 子 君
産業経済部	
次 長	村 岡 和 弘 君
企業立地推進課副課長	喜志多 俊 通 君

- (8) 報 告 開庁時間短縮の検討状況について

総務部	
部 長	大 畑 秀 幸 君
次 長	濱 原 貴 宏 君
職員課長	吉 岡 徹 君
同課副課長	棟 久 直 行 君
財産管理課長	羽 根 伸 宏 君
同課副課長	大 石 宗 孝 君

8 事務局職員出席者

——— 午前9時58分開会 ———

委員長（城美 暁 君） 皆さんおはようございます。

時間が早いですが、おそろいですので始めたいと思います。

ただいまから総務財政委員会を開会します。

本日の審査は、お手元の日程案に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、傍聴についてですが、現在、申込みはありません。なお、本日の委員会に対して、今から傍聴の申込みがあった場合は、これを許可することといたします。

また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会室への入退室は可能でありますので、念のため申し添えます。

委員長（城美 暁 君） それでは、まず、市制施行100周年記念絵本制作委員会の開催状況について報告をしたいとの申出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

執行部 おはようございます。市史編さん室を所管しております総合政策部の部長の古林でございます。よろしくお願いいたします。

市制施行100周年記念絵本制作委員会の開催状況について、室長の田中から説明をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

執行部 総合政策部次長、市史編さん室室長の田中と申します。

それでは、市制施行100周年記念絵本制作委員会の開催状況について報告いたします。

まず、この事業につきまして、これまでの経緯を御説明いたします。

本市は、令和3年に市制施行100周年を迎え多くの記念事業を行いました。市史編さん事業と本市の歴史を絵本にする事業は、翌年度の令和4年度から始まりました。令和4年度は、市史編さん事業と同様に、教育委員会学びの森くすのき・地域文化交流課を事務局として、市制施行100周年記念絵本制作委員会が設置され、令和5年度の組織改編において、市長部局の総合政策部に市史編さん室が新設され事務局を移管されたものです。

それでは、令和5年度の絵本制作委員会の開催状況について報告いたします。

委員につきましては、説明資料の1枚目の名簿のとおりでございます。委員長の山本さんは、山口県立図書館を退職後、現在、公募により山陽小野田市立図書館の館長をされておられます。その他の委員は、読み聞かせの会や本市の歴史に関する有識者、学校教育課の職員などで構成されております。

令和5年度は、委員会を3回開催いたしました。

第1回目は、令和5年7月に開催し、委託業者のプロポーザル公募のための仕様書案について協議をいたしました。

第2回目は、同年10月に開催し、委託業者となった株式会社ポプラ社と業務の仕様について確認をいたしました。

業務内容は、説明資料2枚目の市制施行100周年記念絵本制作業務委託仕様書のとおりとなります。こちらについて簡単に説明させていただきます。

2、業務の目的としましては、市制施行100周年を記念して、本市の歴史や文化を子供たちに分かりやすく、楽しく、読める絵本を制作し、ふるさとへの誇りや愛着心を育むことを目的としています。また、幅広い世代が宇部市の歴史に親しみ、理解を深めていくことのできる絵本の制作を目指しています。

3、ポプラ社の委託期間は、令和7年3月31日までで、令和6年度に完成予定となっております。

4の基本方針としましては、対象者として子供たちといいますが、小学校三、四年生程度に分かりやすく楽しく読める絵本。そして、書籍として刊行するだけではなくデジタル化し、ウェブサイトで無料公開も行っていきたいと思っております。

5、業務内容につきましては、以下のとおりです。形としましては、A4版ぐらいの大きさで横開きのものを今考えております。制作部数については、今1,000部を予定しております。仕様書の説明は、以上となります。

説明資料4枚目について、こちらがポプラ社からの企画提案の際のイメージ案です。こちらは渡邊祐策翁の銅像と、彫刻の「冬の子供」が動き出して、その2人がナビゲーターをして歴史を案内していくというストーリー仕立てになっております。ただ、こちらについていろいろ今から詳細を決めていきますので、少しイメージは変わってくるかもしれません。

説明資料の5枚目に、絵本制作の工程計画となっております。第3回目の委員会は、令和6年3月に開催いたしました。

20場面について、シナリオ案など意見をいただき、ストーリーを確認したところです。現在、ポプラ社にて20場面のラフ画像を制作していただいております。来月7月に委員会を開催し委員の皆様の意見を求めることにしております。

報告は、以上です。

委員長（城美 暁 君） 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について、質疑等はありませんか。重枝委員。

委 員（重枝 尚治 君） この絵本制作委員会で、順調に協議が進んでいるということでしょうか。というのは、もとなる市史編さん委員会の中で、この中の1名の委員の方が辞任をされるとかという話が出たように聞いておりますけれども、その辺は大丈夫ですか。

執行部 この絵本、シナリオから絵から本当に委員の皆さん熱意を持っておられて、一旦決まっても、「いやこの場面が要るのでは」、「この書きぶりではいけないのでは」、「渡邊祐策のこれはどうなのだろうか」と本当に喧喧諤諤で、これは熱意の裏返しで今重枝委員がおっしゃられた方も含めて、いろいろな意見が出て。ワイワイしながらでも、これを何とか期限は決まっていますのでまとめていこうと思っています。市史編さんにもこの絵本委員会、出席しておられる方も中心になってやっておられます。そちらのほうでも、熱意の裏返しで今ちょっとこう、「いろいろこうしたいのだけれども、でも、事務局としては、こうだけれども」というところでちょっと齟齬をきたしていますけれども、ここは今、調整中でございます。

委 員（重枝 尚治 君） 部長、しっかり調整をしてください。大義を持ってやってください。

委員長（城美 暁 君） ほかにありませんか。河崎委員。

委 員（河崎 運 君） これは基本、図書館とか学校に置くだけなのか、市外に売ったりするようなことは考えておられないのですか。

執行部 今回の絵本に関しましては、1,000部と決めておりますけれども、市制施行100周年の際に寄附をいただいたものを原資として制作しております。小学校、図書館、公的なところ、読み聞かせの団体等にお渡ししようと思っておりますけれども、今のところ販売は考えておりません。

以上です。

委員長（城美 暁 君） ほかにありませんか。甲谷委員。

委 員（甲谷 理温 君） すみません、3点あるのですけれども、ポプラ社以外にほかに入札への参加はあったのでしょうか。

執行部 1者ほど、福岡の企業が参加されました。

委 員（甲谷 理温 君） それでは2者で、ポプラ社がいいということで。はい、ありがとうございます。

あと2個目なのですけれども。成果品の中に、DVD等の電子媒体もとあるのですけれども、これはもう、映像で流して誰かが音声を入れるという感じなのですか。アニメーションになるのですか。

執行部 絵本ですので、絵本と同じ映像をいただくということで。

委員（甲谷 理温 君） それで、音声が入るという形ですか。

執行部 音声は入りません。絵本なので文字です。ただウェブサイト等にアップしたときに、音読の形にはなるといいます。ウェブサイト等に載せたときには、音声で聞こえる形になると思います。

委員（甲谷 理温 君） あとそのイラストの案ですが、文字がすごく小さい気がするのです。こういうものは、全部修正されますか、当然、ふりがなを用いて。

以上です。ありがとうございます。

委員長（城美 暁 君） ほかにありませんか。西村委員。

委員（西村 享平 君） 甲谷委員に関連した質問ですが、今回絵本ということで、読み聞かせの団体等にお配りすると、今、ほかの方の質問から伺ったのですけれども、視覚障害者の方に対しての対応というのは、音声だけとか、あとはできた製本に、何というか点字というか、そういう形できちんと対応されるという認識でよろしいですか。

執行部 現在のところ、そこまで考えてはいなかったのですけれども、今意見をいただいて、今後の対応を検討していきたいと思います。

委員長（城美 暁 君） ほかにありませんか。時田委員。

委員（時田 洋輔 君） 何点かあるのですが、1点は今西村委員がおっしゃった点字等というところで、多分テレビとか御覧になっていたら分かると思うのですけれども。場面を説明する、音声も入るのです、今頃のテレビは。その辺も検討されたらなと、これは意見です。

あとお伺いしたいのが、小学校で読み聞かせをしているのですけれども、今ちょっと誰か対象はいろいろ考えるというのとあれですけれども。こんなに文字がたくさんあると、読み聞かせにはなじまないのですよね。読み聞かせをされている方も委員に入っていらっしゃるみたいなので、その辺も、小学校三、四年生に自分で自ら読んでもらうのか、それとも読み聞かせをしてみてもらうのかで違ってくるので、検討をお願いしたいと思います。

執行部 先ほど重枝委員も言われたのですが、本当にこの委員さんたちがそれぞれの視点でお話を、意見を言われますので、文字が多いほうがいいと言われる方もいらっしゃいますし、文字を少なくして絵に落としてほしいと言われる方もいらっしゃいますし、正直この絵本の委員会ではいろいろな意見が出ておりまして、これを今まとめていくのが結構大変な状況であります。正直、今年度中に完成をさせたいと思って、この計画どおりにしたいと思っておりませんが、なかなか難しいところもありますので、皆さんの意見が反映できるような形でやっていきたいと思っております。

以上です。

執行部 貴重な意見本当にありがとうございます。文字、点字で画像のナレーション、せっかく作るのですから、これがもっと喜んでもらえるような何か活用できるようなもの。完成した後も、もっとこんなことがこれを使ってできるのではないかというのも併せてやっていきたいなと思って

います。委員からはたくさん意見が出て、絵本の制作委員会でも、大変熱意があっていつも会議を延長するのですが、そこはしっかりとやっていきますので、よろしくお願いします。

委員長（城美 暁 君） ほかにありませんか。西村委員。

委 員（西村 享平 君） 読み聞かせベースにというところでは、いろいろ伝えたい情報が多分多いと思います。ちょっと臨機応変にという言い方はおかしいのですが、絵本版と、例えば読み聞かせ用に紙芝居という方法も1つはあると思うので、読み聞かせの方法として。教育の現場で使うとなるのであればちょっとその辺も考慮というか、場面、目的に。もう絵本なので、絵本しかできないといったらもうそれはそうなのでしょうけれども。もし読み聞かせで、もしちょっと文字数が多くなった場合は、そういった対応を臨機応変に対応していただけるような措置をとっていただければなと思いました。

執行部 今回、絵本と資料編をちょっと後ろにつけようかなと思っております。

絵本は、分かりやすくというところをメインにして、そしてさらにちょっと詳しく知りたいなというときには、後ろに資料編という形で、詳細をつけるという形でつくろうと、今計画はしております。

以上です。

委員長（城美 暁 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） 今、部長からもあったのですが、私たちも勉強会でお話を聞いたときに、これは完成までも結構大変そうなのですが、今皆さんから御意見あったとおり、やはり活用方法です。この活用方法について、もう少し議論を深めていくといいなと思いましたので、このたび報告をしていただきました。またいいタイミングで、委員会の報告をしていただきたいと思いますので、皆さんも一緒に考えていっていただけたらなと思っております。

以上、質疑等ないようですので、市制施行100周年記念絵本制作委員会の開催状況について、報告は終わりました。

総合政策部の皆さん、お疲れさまでした。

委員長（城美 暁 君） 次に、議案第58号宇部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。部長と次長の自己紹介をさせていただきます。私、総務部長の大畑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

執行部 総務部次長の馬場です。よろしくお願いいたします。

執行部 次長の濱原です。よろしくお願いいたします。

執行部 お時間いただきありがとうございます。それでは、着座にて御説明させていただきます。

議案第58号宇部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中一部改正の件について、御説明させていただきます。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。

改正内容の詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

執行部 それでは、自己紹介させていただきます。まず私、デジタル推進課長の西村です。どうぞよろしくお願いいたします。

執行部 同じく副課長の安達です。よろしくお願いします。

執行部 それでは、着座にて説明させていただきます。

議案第58号宇部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中一部改正の件について、御説明をさせていただきます。

お手元の議案第58号の資料を御覧ください。

本件は、先ほど説明がありましており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うものです。

初めに、当条例改正に係る法に関する主な改正内容について、簡単に説明をいたします。

このたびの法改正は、個人番号の利用範囲拡大及び個人番号による迅速な情報連携を可能とするものでございます。具体的な変更点は3点ございます。

1つ目です。個人番号の利用範囲拡大に当たりまして、法において個人番号利用範囲として規定されております別表第1が、別表に改められました。また、これに合わせまして改正後の別表に掲げる事務に加えて、当該事務に準ずる事務で性質が同一であって主務省令で規定されているものについても、個人番号の利用が可能となりました。

次に2つ目です。個人番号による情報連携規定の見直しに当たりまして、個人番号による情報連携を行うことができる事務として規定された別表第2、こちらが廃止になりまして、先ほど説明しました別表に統合されました。また、こちらに掲げる事務であって、主務省令で規定されたものについて、個人番号を利用した情報連携を行うことができるものとして、新たに規定されております。

最後に3つ目です。こちらは別表に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって、効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものを特定個人番号利用事務とし、また、特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として、主務省令で定めるものを利用特定個人情報と位置づけております。

以上、これらの法改正の内容に即しまして、本市、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に対して所要の整備を行うものでございます。条例の主な改正内容としましては、別表第

2の廃止及び特定個人番号利用事務並びに利用特定個人情報に関する条例文書の文言修正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

委員長（城美 暁 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。時田委員。

委 員（時田 洋輔 君） 確認ですけれども、まずそもそも法の一部改正によって拡大された利用範囲というのは、本市に関係ある部分では何かを確認します。

執行部 お答えいたします。今回の法令の改正におきましては、利用範囲が拡大される具体的な事務としましては、理容師、美容師、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格、自動車登録、在留資格に係る許可、災害弔慰金の支給等に関する事務でございます。このうち、市町村で行う事務としましては、災害弔慰金の支給のみでございます。本市におきましては、関係があるのはこの災害弔慰金の事務のみに該当するところでございます。

委 員（時田 洋輔 君） 今回のこの条例の改正は、その利用範囲を拡大されたことに伴って条例を改正しないと、それが執行できないという改正ですか。

執行部 御説明いたします。まず、御質問に関しましては、そのとおりでございます。補足説明をいたしますと、今回の番号法の改正において大きな変更点は先ほど説明いたしましたとおり、まず法の別表2が廃止されております。そして別表1とともに別表に統合されておりますので、宇部市の条例におきましても、個人番号法の別表2と表記した箇所がございます。こちら、法と条例の整合性がずれてしまいますので、その整合をまず保つために文言の訂正が必要だと考えております。

また法におきましても、特定個人番号、利用事務及び利用特定個人情報をそれぞれ法の第19条第8号に規定しておりまして、こちらは、条例に明記することにおきまして、法に利用拡大されたものにつきましても、本市の条例の中で利用が可能になるというところで、改正が必要だと捉えております。

委 員（時田 洋輔 君） あと利用範囲の拡大、法改正に伴ってということですが、懸念するのは、そういう個人情報の漏えい等です。個人情報保護委員会が先日昨年度の報告をしましたが、漏えいの件数が増えたという報告でしたけれども、本市ではどういう状況かを確認したいと思います。

執行部 総務課の松田と申します。特定個人情報を含む個人情報全体の担当課は総務課になりますので、総務課で御説明させていただきます。

個人情報の流出等があるかという御質問ですが、報道発表したものとして、令和4年度に市の職員が自身の親族等の個人情報を、住民基本台帳システムや、戸籍システムで検索、閲覧し、

情報を取得する事案がありました。これにより取得した情報を、自身の相続登記の手続に使用したものがありません。

また、令和5年度は、教育委員会で宇部市教育ネットワーク内におけるグループウェアの利用において、プライバシー設定の誤りにより小学校児童の個人情報の一部が、他のネットワーク利用者にも閲覧可能となっていた事例がありました。

個人情報の取扱いについては、令和5年4月から市条例を廃止し、個人情報の保護に関する法律に基づき運用していくこととなっており、市においては個人情報の漏えい、滅失または毀損防止などといった安全管理のために必要な措置をとるよう庁内にも通知しているところです。

引き続き、個人情報の取扱いについては慎重に運用するよう、啓発・周知を図ってまいります。

以上です。

委 員（時田 洋輔 君） あと、すみません、根本的な基本的な確認です。ここの、いろいろ拡充しようという部分は、マイナンバーカードを使ってということになるのですか。

執行部 お答えします。今回の条例の改正におけるマイナンバーカードの利用ということでしょうか。

こちらに関しましては、まず今回拡大した災害弔慰金に関しましては、災害対応とかで非常に大切なものでございます。先般の能登半島地震等をみましてもマイナンバーの活用等も見られております。そういったあたりも含めまして、また御指摘の部分、個人情報の保護、そういった観点も含めて、様々な角度から広く判断をし協議をしながら検討していきたいと考えております。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。 時田委員。

委 員（時田 洋輔 君） 議案第58号宇部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中一部改正の件について、反対の立場で討論します。

御答弁でもあったように、国の法の一部改正により利用範囲が拡大することに伴う条例改正ということで、今までもそまそまの法ができて条例制定したとき以降、情報漏えいの懸念も広がってきましたし、さらに国民の情報がいろいろなところでひもづけされていく。さらにそこからも、個人情報に危うくなっていくという懸念もあります。

以上のような理由によって、本改正についてもさらにそういうことを広げかねないということで、反対いたします。

以上です。

委員長（城美 暁 君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第５８号宇部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 暁 君） 次に、議案第５９号宇部市立体駐車場条例中一部改正の件を議題いたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 議案第５９号宇部市立体駐車場条例中一部改正の件について、御説明させていただきます。

これは、宇部市駐車場の平面駐車場部分の供用開始に伴い、所要の整備を行うものでございます。改正内容の詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

執行部 御説明の前に、自己紹介をさせていただきます。財産管理課の課長をしております羽根と申します。よろしくお願いいたします。

執行部 副課長の大石と申します。よろしくお願いいたします。

執行部 それではすみません。座って説明をさせていただきます。

お手元の資料、議案第５９号宇部市立体駐車場条例中一部改正の件の資料を御覧ください。

今回の改正につきましては、本庁舎西側に設置されます宇部市駐車場の平面駐車場部分の供用開始に伴いまして、所要の整備を行うものでございます。

主な改正内容について、まず、条例名を宇部市立体駐車場条例から宇部市駐車場条例に改めます。

第１条、「立体駐車場」を、「駐車場」に改めます。

第２条、「立体駐車場」を、「駐車場」に改めるとともに、「宇部市立体駐車場」を「宇部市駐車場」に改めます。

第３条につきましては、「宇部市立体駐車場」を「宇部市駐車場」に改め、「高さ２．１メートル」を削除するとともに、「ただし、前段に規定するもののほか立体駐車場部分に駐車することができる自動車は、高さ２．１メートル以下のものとする。」を追加いたします。施行日につきましては、令和６年７月１日としております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（城美 暁 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。時田委員。

委 員（時田 洋輔 君） まず、第2条の改正の件でお伺いするのですが、宇部市駐車場ということで立体駐車場と平面駐車場を合わせて、に変わるのですよね。住所が常盤町一丁目10番1ですが、これは立体駐車場も平面駐車場も一筆の土地ですか。何か定め方はあるのですか。確認します。

執行部 お答えいたします。

このたびの平面駐車場の部分につきましては、今記載しておりますこちらの番地ではない部分が含まれますけれども、代表的な地番を記載するというになっておりますので、立体駐車場の代表地番を使わせていただくようにしております。

以上です。

委 員（時田 洋輔 君） 引き続いて、第5条駐車料金の徴収で、「駐車場に自動車を駐車する者は使用料を納付しなければならない。」という、納付しなければならない義務が出ています。その一方で徴収する側ですね、第7条には、「駐車料金は、駐車場の使用を終わったときにその使用者から徴収する。」ということで、払わないといけない人と徴収する側の相手が違ってきていますけれども、これは問題ない、大丈夫ですか。要するに、定義されていない使用者から、使用者の定義は何なのと。払わなければいけないほうは駐車する者ですけれども、取るほう側は使用する者が駐車する者以外も含まれるのかなと思うのですけれども、確認します。

執行部 お答えをいたします。

御指摘のところでございますけれども、第7条の最初に、「駐車料金は」という主語を示しておりますが、こちらが先ほどの第5条におきまして駐車料金というところを定めております。こちらの駐車料金のところで、駐車場に自動車を駐車する者というところで駐車場の使用料を納付しなければならないということで定義をさせていただいておりますので、こちらの使用は駐車場に自動車を駐車する者というところの使用者と認識しております。

以上です。

委 員（時田 洋輔 君） そういうふうには思わないのですが。一方で規則では、「自動車を駐車する者は（以下「使用者」という。）と別定義がされているので、使用者とはそうなのかなと思ひながら、条例のほうではされてないのですけれども、分かりました。

あと、ほかに第3条のところで、5メートル以下が駐車可能となっていますけれども、まずは、立体駐車場も平面駐車場も、枠線は何メートルで造られていますか。

執行部 まず、平面駐車場の部分でございますけれども、軽自動車につきましては、車1台当たり2.1メートル掛ける4メートル。普通自動車の軽以外の枠につきましては、2.4メートル掛

ける5メートル、もしくは2.5メートル掛ける5メートルの2パターンにしております。立体駐車場につきましては……。

執行部 新庁舎建設課の課長をしております紅野と申します。

設計計画のことにつきましての内容ですので、私からお答えさせていただきます。

まず平面駐車場につきましては、羽根課長が、軽自動車2.1メートルと言いましたが、正しくは、2.2メートルです。軽自動車1台当たり2.2メートル掛ける4.2メートルないし2.2メートル掛ける5メートルがございます。普通自動車につきましては、1台当たり2.5メートル掛ける5メートルになっております。

そして、立体駐車場につきましては、軽自動車は1台当たり2.1メートル掛ける4メートル。普通自動車は1台当たり2.4メートル掛ける5メートルないし2.5メートル掛ける5メートルとなっております。

以上です。

委員（時田 洋輔 君） そこで確認ですが、例えばレクサスは5.2メートルあったりとか、センチュリーも5.2メートル、あとハイエースが5.4メートルとかとありますけれども、この条例上、ここはもう入ってはいけない、使えないということですか。

執行部 お答えいたします。

今回の駐車場条例におきましては、長さ5メートル以下という制限をさせていただくこととしております。基本的に、委員さんおっしゃいました国産車でも5メートルを超える車種がございますけれども、これは非常に台数的には限られているということもございますので、一旦は5メートルのルールで入場については、市民をお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員（時田 洋輔 君） あとアルファードとかヴェルファイアは4.9メートルなのですが、立体駐車場のほうは車止めがあるのですよね。リアオーバーハングを考えると、実際に見たら分かるのですが、後ろがそんなに長くないので、頭が、要するに車止めから駐車場の枠の1番外側まで長さがきつと3.9メートルから4メートルぐらいです。今言ったアルファードとかヴェルファイアとかほかにもありますが、そういうのははみ出ているのです。これは、条例上5メートル以下にしているから5メートル以下なら枠からはみ出てもしょうがないという設計というか考えで、この条例を提案されているのでしょうか。

執行部 今、立体駐車場の駐車枠につきましては、確かに枠は奥行き5メートルありますが、車止めの位置が、後ろから1メートルのところに設置しておりますので、おのずと前方の部分は4メートルとなりますので、構造上、そういう車種につきましては飛び出るような設計にはなっております。

以上です。

委員（時田 洋輔 君） 心配するのが、条例上5メートル以下だから5メートル以下で入ってきて、はみ出して事故とかあった場合に、条例上こうだからとされると、はみ出していたら通路を運転するほう側も、はみ出ているねってちょっと避けて通ったりして、離合がさらに難しくなるということで、何かしらの対策というか必要だと思うのです。それと同時に、もしあれなら今でもはみ出ている車があるので実際に今確認しに行くのも、議案の審査する上であれかなと思ったりするのですが、要するにはみ出ているでも大丈夫、事故したりしても何かこの問題になったりというところは大丈夫ですか。議案の審査なのに議員としても、そこで何かあるとなるとちょっと不安なところがあるので、もしそうなら早急な対策が必要と思うのです。

執行部 お答えします。

立体駐車場につきましては、現状の運用の中でも、今、時田委員さんのおっしゃいましたようなことを、市民から御要望御苦情もいただいております。これしっかり運用の中で対応していく、今、現状は注意喚起をお願いするという形でとどまっておりますけれども、このたび、平面駐車場が、供用開始をするということで、こちらにつきましては、おおむね、1つの目安として5メートル間隔の区画を造っていております。5メートル同士が何ていうか向き合って10メートルの長さがあるという形。それから、その間が6メートルの間隔をとっております。そうなりますと、多少立体駐車場のような形で少しはみ出ても、しかも一方通行の形をとりますので、安全性の部分については、平面駐車場は十分確保できるのではないだろうかというところがございますので、そういった大型の車が今後お越しになられた際には、平面駐車場の御利用を勧めさせていただきたいなと。これで安全部分をしっかり確保していきたいなと考えております。

以上でございます。

委員（時田 洋輔 君） 実際、昨日か一昨日か、平面駐車場を見てきて、今おっしゃったように、5メートルと5メートルで10メートルで、ぴったり本当5メートルで。5メートルの車が入ってくると背中ぴったりくっつけないと入れない。それでも4.9メートルとかぐらいの車でも、後ろ側に車がいなかったら後ろ側ははみ出しているのです。車止めがないですし。やはり前がはみ出してしまったら、通路の邪魔になるなという意識が運転する側から働くと思いますので、とにかくトラブルにならない法的トラブルにならないというのと、実際の運転、使用するとき、事故とかにもならないというような観点から、早急な対策を求めていると思います。

委員長（城美 暁 君） ほかにありませんか。西村委員。

委員（西村 享平 君） 時田委員さんの質問に関連するかなと思うのですが、今から平面駐車場運用開始するに当たって、ちょっと決まりというか、市役所の来庁者以外にも例えば税務署だったりとか、併設されているので事業者さんが来られることとか、あとは福祉関係の車両とかも来庁されることがあると思うのです。条例とちょっと外れているかもしれませんが、ゲートに関してその高さ、平面駐車場は、その高さとか幅を超えると入れないような感じになっているので

しょうか。

執行部 平面駐車場を整備するために設置しましたゲートにつきましては、そういう大型車両につきましても入れるような高さや幅を確保しております。

以上です。

委員長（城美 暁 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第59号宇部市立体駐車場条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 暁 君） 次に、議案第60号地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは次に、議案第60号地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例中一部改正の件について、御説明申し上げます。

これは、地域再生法第17条の6の、地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い不均一課税の適用期間の延長を行うものでございます。

改正内容の詳細については、担当課長から説明いたしますのでよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

執行部 御説明の前に自己紹介をさせていただきます。資産税課の課長の西村と申します。よろしくお願いいたします。

執行部 副課長の白川です。よろしくお願いいたします。

執行部 それでは改正内容の説明につきましては、配付資料に基づいて説明をしていこうと思います。

まず1番目の要旨のところになりますけれども、本条例につきましては、地域再生法において、この地域再生法といいますのが、地方都市の経済の活性化を推進するための国の支援を定めた法律

になりますが、この地域再生法において、事業者が地方活力向上地域、簡単に言うと東京、名古屋、大阪以外での本社機能の移転や拡充を行った場合に、当該事業者に対して、固定資産税の不均一課税、軽減措置を実施することで、地域経済の活性化や雇用機会の創出に資することを目的に、平成27年12月に制定されたものになります。

軽減措置の内容につきましては、中ほどの表のところを見ていただけたらと思います。通常の固定資産税の税率、これは1.4%、これが標準税率になっておりますが、これを3年度間軽減するものになります。

例えば、区分で移転型事業を見ていただきますと、まず初年度については0%ということで、実質課税免除になります。第2年度については、4分の3ほど軽減をして4分の1の課税。第3年度は、4分の2ほど軽減して4分の2の課税という軽減措置の内容になっております。

なお、不均一課税を行った場合の減収に対しては、普通交付税による減収補填措置が講じられておるところですが、このたび、地方税の不均一課税に伴う減収補填措置の規定を定めております総務省令、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令という省令になりますけれども、これの一部改正が行われまして、減収補填措置の適用期間が令和6年の3月31日から令和8年3月31日に延長されました。これに伴いまして本市においても同様に、不均一課税の適用期間の延長を行うものになります。

具体的な改正内容については、2番目のところになります。不均一課税の適用要件であります地方活力向上地域等特定業務施設整備計画、この計画につきましては、事業者が作成をして県が認定を行うものになりますが、この県知事認定の適用期限、これが2年延長されました。この改正によりまして、新たに令和8年3月31日までに整備計画の認定を受けた事業者が、不均一課税の対象と主になります。

なお、課税の対象につきましては、対象資産としては本計画に基づき取得した資産になっております。

3番目の施行期日ですけれども、公布の日から施行して、改正後の第2条第1項の規定、延長に係る規定につきましては、令和6年4月1日から適用することとしております。

説明については、以上です。

委員長（城美 暁 君） 以上で、執行部の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。時田委員。

委 員（時田 洋輔 君） 国の法改正に基づいて、宇部市も延長するということですが、延長するなどの多分メリットがないと延長をする意味がないと思うのですが、まず、前回の2年間3年間は分からないですけれども、その間で申請された実績はありますか。

執行部 課税免除の申請につきまして、実績で申しますと令和元年から令和3年まで実績があり

ます。これは市内企業1社からの申請というものになっております。

以上です。

委 員（時田 洋輔 君） その1社は、前回の改正の前ということですか。そうですね。はい。それで目的が、地域経済の活性化や雇用機会の創出に資することというふうに条例になっています。ではその1社によってそういう効果があったのか、普通交付税措置ですから金額的にいうと75%になるのかなと思うのですけれども。実際に100円税金が入ってくる交付税で措置される、減収補填措置がどういう規定かちょっと分からないのですけれども、そういうのを上回る、きちんと目的を達せられた、達したから引き続きこれを延長してそれを期待するということで幾つかそういう実績も含めて確認します。

執行部 雇用効果というところで申し上げますと、計画に基づく雇用人数でいうと21人の成果が出ているとなっております。

委 員（時田 洋輔 君） 地域経済ですか。

執行部 広い意味での波及効果です。

委 員（時田 洋輔 君） 広い意味かどうか分かりませんが、条例の設置目的で地域経済の活性化とおっしゃっているので、そういうのを図るための、何か具体的にあるのではないですか、漠然と何となく地域経済がよくなったかなというのでは、きっと目的にならないと思いますし、企業が何か計画を出してその計画の中にあるとか、よく分かりませんが、そういうきちんとした量的なあれは。

それともう1個、普通交付税による減収補填措置ですから、そういう地域経済活性化した結果75%を上回る25%部分も出ないとさらにそれをというところもありますけれども、その辺は。その確認です。

執行部 今、お尋ねのありました件でございますが、先ほど申し上げました雇用の増加に加えて、設備投資や、事業活動による税収効果等も挙げられます。それと、減収補填措置なのですが、我々の財政力指数、宇部市の場合におきましては8分の3になります。

以上です。

委 員（時田 洋輔 君） 最終結果が見えない。だからこういうことがあったからよかったので、さらに延長した。前回の延長したときには申請がなかったけれども、それでも今回引き続き延長したいという理由を改めて確認します。

執行部 この今の地方拠点強化税制につきましては、全国的に制度、ほぼ大体それを制定している状況です。仮にもしこれが逆になれば、そういったもっと有利なところに本社機能の移転をしたりとか、そういったことがある可能性もある。そういうことも出てくるかもしれませんので、本市も、同じような形で制定をしておるところでございます。

以上でございます。

委員（時田 洋輔 君） 理由は分かりませんが、質疑なのでこれぐらいにしておきますが。

いずれにしろ、やはりきちんとこの条例改正に向けて、こうだからこうしたい、それでこういう効果も発生してくるというのを示してもらわないと判断基準として、改正しないとほかのところに逃げていったら困るし、こういうのがなくて減免されたけれども交付税で入らなかったら困るという理由もあるのはあるのでしょうか。その辺は、提案者としてきちんとまとめておくべきと指摘をしておきます。

委員長（城美 暁 君） ほかにありませんか。西村委員。

委員（西村 享平 君） 延長されたということで、実績みたいなことも先ほど報告もありましたが、これ例え話なのですけれども、本社機能を移転させて3年たって4年目にはもう本社を元に戻すとかということになる。1社しかないの、どうのこうのということはないとは思いますが。例えばこういうあれですね、条例に基づいて本社機能だったりとか、機能を拡充したりとかしたのですけれども、終わって、結局本社を元に戻したりとかというそういう事例の場合というのは、今後発生しないとは思いますが、した場合に何かそういう措置とか考えていらっしゃるのですか。

執行部 現状本市の事例で申しますと、今委員がおっしゃったのは例えばこういう3年の措置を経た後に本社機能をまた移転するというようなことが、当然、こういった税制の不均一課税という特別な措置をとりますので、極力そのようなことは避けていただくというのが原則でございますけれども、それに伴って禁止事項とかそういうものがあるというのは現実ございません。ただ、現実的にそういうことがあり得るかと申しますと、なかなか、例えば東京23区からこちらに本社機能を移転されるというのが、この措置だけを受けた後にさらにどこかに移転されるというのは、通常ちょっと考えにくいのではないかなと思います。ただ、それに対して、減収分に対して移転されたから何かしらのペナルティーとかそういうものは、制度上は想定はされていないと思います。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第60号地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 暁 君） 次に、報告第2号専決処分を報告し、承認を求める件（宇部市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和6年条例第25号））を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、報告第2号専決処分を報告し、承認を求める件、これは宇部市税賦課徴収条例の一部を改正する条例についての御説明をいたします。

これは、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日付で施行されることに伴い条例の改正が必要となったため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものです。

改正内容の詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

執行部 説明に入る前に自己紹介させていただきます。市民税課長の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

執行部 同じく市民税課の副課長の岩本です。よろしくお願いいたします。

執行部 それでは着座にて説明させていただきます。

議案集で言いますと17ページから51ページまでとなっておりますが、お手元に資料をお配りしておりますので、それを御覧いただきながら御説明申し上げます。

大きく3点ございまして、1つ目としましては個人市民税に関するものでございます。令和6年度分の個人市民税におきまして定額減税を実施するために、規定の整備を行うことが1点。

それから、2点目、固定資産税に関するものでございまして、大きく3項目ございます。

まず1つ目、土地に係る負担水準の均衡化促進のため実施している、現行の負担調整措置の3年延長。それから2つ目として、一定のバイオマス発電設備に係る課税標準の特例に係る、わがまち特例の割合を定める規定の新設及び条文の整理。それから、3つ目として認定長期優良住宅に対する固定資産税の税額を2分の1とする減額措置につきまして、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には、減額措置を適用できることとする規定の新設及び条文の整備。

以上が、固定資産税に関する規定の整備でございます。

最後3点目ですが、これは災害発生時等を念頭においているものでございますが、市民税、固定資産税等の減免に関しまして、職権による減免を可能とする規定の整備を行っております。

いずれも施行期日は、令和6年4月1日となります。

説明は、以上です。

委員長（城美 暁 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

報告第2号専決処分を報告し、承認を求める件（宇部市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和6年条例第25号））について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 全会一致であります。

よって、本件は承認されました。

委員長（城美 暁 君） 次に、報告第3号専決処分を報告し、承認を求める件（宇部市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和6年条例第26号））を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、報告第3号専決処分を報告し、承認を求める件（宇部市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例）について、御説明いたします。

これは、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日付で施行されることに伴い条例の改正が必要となったため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

改正内容の詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

執行部 それでは、説明をさせていただきます。

議案集では53ページから60ページになりますけれども、改正内容につきましては、配付資料に基づいて御説明していきます。

まず1番の要旨のところになりますけれども、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、地方自治法の規定により令和6年3月31日付けで行いました宇部市都市計画税賦課徴収条例中一部改正に係る専決処分を報告し、承認を求めるものになります。

改正内容につきましては2番目、先ほどの報告第2号で御説明申し上げました負担調整措置の内容になります。

これは地価の上昇に伴って、土地の税負担が急激に大きくならないように緩やかに課税標準額を是正する措置でありますけれども、これを引き続き、令和6年度から令和8年度まで3年間延長する規定の整備になります。

2番目につきましては、条例が引用する法令の条項ずれを反映した所要の整備になっております。

施行日につきましては、令和6年4月1日となっております。

説明は、以上です。

委員長（城美 暁 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

報告第3号専決処分を報告し、承認を求める件（宇部市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和6年条例第26号））について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 全会一致であります。

よって、本件は承認されました。

委員長（城美 暁 君） 次に、報告第4号専決処分を報告し、承認を求める件（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第27号））を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、報告第4号専決処分を報告し、承認を求める件（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）について、御説明させていただきます。

これは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が令和6年3月30日に公布され、

令和6年4月1日付で施行されることに伴い条例の改正が必要となったため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

改正内容の詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

執行部 それでは御説明申し上げます。

議案集については、61ページから63ページになります。改正の内容については、配付しております資料で説明をさせていただきます。まず、本条例につきましての主な、簡単な内容についてまず御説明をしようと思います。

配付資料の中ほどのところ、米印のところになりますけれども、本条例につきましては楠地域の振興に資するものということで、令和3年9月に制定されたものになります。

主な内容につきましては、楠地域において、市の過疎計画である宇部市過疎地域持続的発展計画で振興すべきと定められた業種の用に供するために取得された固定資産について、3年度間、固定資産税を課税免除するものになります。減収分については、普通交付税による減収補填措置が適用されるものとなっております。

このたび、減収補填措置の規定を定めております省令名が大変長いのですが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合と定める省令の一部改正がなされまして、令和6年3月30日に公布。内容としては、固定資産税の課税免除に係る減収補填措置期間が、3年間延長されたものになります。これに伴いまして、地方自治法の規定に基づき令和6年3月31日付けで行いました、本条例の一部改正に係る専決処分について報告し、承認を求めるものになります。

主な改正内容につきましては2番目、条例の有効期限を令和9年3月31日まで、3年間延長するものになります。

施行日につきましては、公布の日、令和6年3月31日としております。

説明につきましては、以上です。

委員長（城美 暁 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

報告第4号専決処分を報告し、承認を求める件（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第27号））について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 全会一致であります。

よって、本件は承認されました。

委員長（城美 暁 君） 次に、開庁時間短縮の検討状況について報告をしたいとの申出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

執行部 それでは、この場をお借りさせていただきまして、現在進めております開庁時間短縮の検討状況について御説明させていただきたいと思います。

内容につきましては、担当者課長から説明させます。よろしくお願いいたします。

執行部 御説明に入らせていただく前に、自己紹介をさせていただきます。職員課長を務めます吉岡と申します。よろしくお願いいたします。

執行部 同じく副課長の棟久と申します。よろしくお願いいたします。

執行部 それでは説明のほうに入らせていただきます。

順位8報告、開庁時間短縮の検討状況について、お手元の資料に沿って説明をさせていただきます。

令和5年12月議会、そして令和6年3月議会においても、議員さんからも職員の時間外勤務の縮減という観点で、窓口開庁時間の短縮に関する御提案を受けまして、職員の働き方改革の推進及び適正な事務処理を図ることを目的としまして、開庁時間の短縮について検討してきたところですが、このたび一定の方向性がまとまりましたので、御報告をさせていただくものです。

対象施設につきましては、資料にございますとおり、本庁及び7市民センターとなります。現行では、開庁時間を8時30分から17時15分としておりますが、見直し後につきましては、9時から16時30分を開庁時間とし、電話対応につきましても開庁時間と同時間で対応する方向で検討をしておるところでございます。

これに伴い、証明書等の発行を含めた行政手続に関する受付業務のある北部総合支所内の市民生活課、そしてふれあいセンター、こちらにつきましては、証明書等の発行を行っている7市民センターに併設されているふれあいセンターを除く16か所にあります。これにつきましても、これらの受付時間を、9時から16時30分とすることとして検討しておるところでございます。

開庁時間を朝9時としている点につきましては、市民にとって分かりやすい点を重視。そして、

夕方方の16時30分までとしておくことにつきましては、引っ越しや結婚、そして出産等のライフイベントに関する手続につきましては、宇部市は総合窓口という取組を行っておりますので、ぎりぎりの時間になって受付をされた場合、その方の状況にもよるのですが、手続の中には約1時間以上要するものもございます。その場合、総合窓口受付後の後続の手続、いわゆる子供や福祉の関係、こういった手続の部署が最大1時間以上待機になってしまうと、そういう状況が発生しておると。現状においても発生している状況から、今回45分間短縮させていただくという方向で検討しておるところでございます。

なお、時間短縮の検討の参考情報といたしまして、現状での1日当たりの来庁者数の時間帯別の割合ですが、2枚目のその他の参考資料を掲載させていただいているとおり、過去1年間の本庁舎の窓口、番号発券機の発券枚数のほうを見ますと、短縮される8時30分から9時、そして16時30分から17時15分、こちらの時間帯ともに全体の5%未満の数値となっておるところでございます。

現状、見直し後の開庁時間帯、いわゆる9時から16時30分ということで検討しておりますが、こちらの時間で来庁者の約91%以上をカバーできていると判断しておりますが、こちらにつきましては市民にしっかりと周知することに加え、市役所に来なくてもよいサービス、例えばコンビニ交付サービス、こういったものの利用をより一層推進することで、市民の利便性の確保に努めたいと考えておるところでございます。

なお、コンビニ交付可能な各種証明書の発行につきましては、令和4年度から5年度にかけて、本庁舎で発行される割合は、10%以上ダウンしておるところでございます。

他方、コンビニで発行されている割合が10%以上アップしている状況にございまして、来庁せずともサービス提供を受けることのできるものを市民が選択していつているという、この傾向と動きは今後も続いていくものと予想しておるところでございます。

今後のスケジュールとしましては、運用開始時期について慎重に判断をしながら、市民への周知につきましては、方針決定後速やかに開始することで十分な周知期間をとりたいと考えておるところでございます。

なお、一部の自治体におきましては、既に業務効率化や働き方改革を目的とした受付開庁時間の短縮などの取組が進んでおりまして、国、自治体における取組事例としまして、主なものを資料にも参考として掲載をさせていただいておるところでございます。

以上、検討状況の報告となります。

委員長（城美 暁 君） 以上で、報告を終わりました。

この際、ただいまの報告について質疑等ありませんか。重枝委員。

委 員（重枝 尚治 君） 税務署は、どうなるのですか。

執行部 税務署につきましては、一律で時間が決まっているということで、税務署につきまして

は短縮をされないと、これまでどおりという形になっております。税務署へのルートにつきましては、そのルートはしっかりと確保ができるように施設管理のほうと調整をしておるところでございます。

委 員（重枝 尚治 君） 最後に国、自治体における主な取組事例、他市の動きのような話もありましたけれども、これ県内でもやはりこの動きはあるのですか。

執行部 県内では今のところ確認をしている限りは、県内初となるというふうに認識しております。

以上です。

委員長（城美 暁 君） ほかにありませんか。甲谷委員。

委 員（甲谷 理温 君） この開庁時間と閉庁時間ですけれども、9時からは妥当な線だと個人的には思っております。あと閉める時間なのですが、いわき市とかは16時、鎌倉市とか17時、結構開きがあると思うのです。先ほども述べられたように、総合窓口に来てそこから1時間待つとかいう話がありましたよね。働き方改革を考えると、17時15分には職員が一応基本的な業務を終わっているという前提で考えると、16時30分ではちょっと、もう少し前倒ししてもいいのかなと思いますし、市民サービスの観点から考えるともっと長くてもいいのではないかという話もあると思うのです。例えば時間も図られたと思うのですけれども、16時から16時30分の間に訪れる人数とかは把握されているのでしょうか。

執行部 16時から16時30分につきましては、やはり全体の5%程度ということになりますので、番号発券機の状況をみますと全部の5%、来庁者数が人によっては何枚もとられる方もいらっしゃるので一概に来庁者数というカウントができていないというのが現状でございます。

委 員（甲谷 理温 君） はい、多分5%あるということで。働き方改革を考えると、16時でもいいと思うし、でも市民サービスを考えると16時30分でもあります。それで、5%の人数がその間に来ているということは、決めた基準が90%を超える人間の来庁者という考え方でよろしいですか。

執行部 委員さんおっしゃるとおりでございます。

それと追加としまして、現状では1時間以上かかるものもあるという状況ではございますが、先ほど申しましたように、トレンドとしましては市役所に来ずに、より身近なところでサービスを受けるということを市民が選択されているという状況にございますので、その流れの中で来庁者数自体が減ってくることによって1時間のところが45分に短縮をできるのではないかと。空いた時間というか、業務改善につなげられる時間というのが当然出てきますので、その見直しを図ることで、1時間かかっていたものを45分で、最後閉めて帰れる状態まで持っていきたいというのが理想としてございますので、市民サービスを落とさないという観点のところからバランスをとって、現状16時30分ということで検討しておるところでございます。

以上です。

委員（甲谷 理温 君） はい、ありがとうございます。

委員長（城美 暁 君） ほかにありませんか。西村委員。

委員（西村 享平 君） 時間短縮という、これは一応内容案ということなのですが、現行から変更したとして、例えば庁舎にとっての繁忙期という時期があると思うのですよね。例えば3月の異動時期だったりとか、4月の異動時期だったりとか。忙しい時期と忙しくない時期というところで、結構木曜日の時間はそのままみたいなということも資料には書いていらっしゃるのですが、要は庁舎にとっての繁忙期となる時期、時間変更することによって繁忙期の時期はもう、例えば人数多めにして対応だったりとかそういう時間の変更という、臨機応変に時期で変更するとかという検討は、何か意見として出なかったのかというところは。

執行部 新庁舎になりまして総合窓口において最初の時期は混乱をさせてしまったということで、繁忙期ではないにもかかわらず5月開庁の時には、非常に混雑したという状況があるのですが、その後、総合窓口の担当課で様々見直しを行った結果、実際に次の4月というのが1番繁忙するのではないかと、3月と4月の状況を市民課のほうで取組についてどうすればいいのかということで考えてやってきたのですが。現実的にはコンビニのほうに誘導できたという結果と、あとはバックヤードの改革、その動線とかその辺りを見直すことによって、繁忙期に時間外が減っているという状況が、市民課のほうで発生をしたというか、実現をできたということを含めて、時期により変更は必要ないのではないかと考えております。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） ほかにありませんか。河崎委員。

委員（河崎 運 君） 今回の改革に伴って、職員さんの勤務時間の変更、あるいは、職員数の変更等も今後考えていかれる予定があるのかどうかお聞きしたいと思います。

執行部 現状で恒常的な残業が、窓口で既に発生していると。これが当たり前の状況になっているということで、既に足りていないというような認識です。それを受け、委員さんからも業務効率化、そして働き方改革の観点から、そして適正な事務処理の執行ということですので、ここに力を注ぐという形になりますので、職員数の増減というのは考えていないということと、あとは職員がその時間を使ってしっかりと情報共有をする、そして業務の見直しを図る改善をしていくことで、結果的には市民サービスの向上につながっていく、そういったことにつなげたいと考えておりますので、現状職員数の見直しについてはこの取組の中では検討しておりません。

以上となります。

委員（河崎 運 君） 勤務時間の変更に関しては。

執行部 勤務時間につきましても、変更の予定はございません。

以上です。

委員長（城美 暁 君） ほかにありませんか。松岡委員。

委員（松岡 伸一 君） 時間短縮ということはいいことだと思っています。ただ来庁者自体が減ればいいのですけれども、仮に同じ数だとしたら、時間が短くなる分混雑は当然増えるのではないかなと思うので、当然来なくてもできる処理に促せられれば1番いいと思っています。ただ時間が短くなるから、コンビニでやろうというふうにはちょっとすぐにはならないと思うので、やはりその周知というのは今以上に必要ではないかなというふうに思っています。

実際、僕もコンビニでやったことがあります。本当にすぐできるのですごく便利だなと思うのです。やはりこのマイナンバーカードを使ってとかコンビニでコピー機を使ってやるという、人を介さないやり方というのは、特に高齢者に対してはすごく何となくこう難しいという印象があると思うので、その徹底の仕方とか、本当にこの時間が短くなったから来庁者が減ればいいのですけれども、なかなかそうなるのかなとちょっと心配をしているので、その対応をしっかりやっていただきたいなと思います。

執行部 委員さんがおっしゃるとおりで、デジタル化の動きの中でそれについていけない方もいらっしゃるれば、何かきっかけがあればついていける方もいらっしゃる。窓口に来られたときに、例えば、電子申請の仕組みがあるにもかかわらず窓口に来られた、恐らく時間もかかっただろうというところで、そういった方に対して窓口で電子申請のスキームを使って受付をしてもらう。紙に書くわけではなくて電子申請で、タブレット等で一緒に職員がやって、実はできるのだよということが分かるような、そういった取組のほうもしっかりとデジタル推進課と協議をしながら進めていきたいというふうに、昨年度から行っておりますけれども、やっていきたいと考えております。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） ほかにありませんか。時田委員。

委員（時田 洋輔 君） 時間外勤務の解消とか、事務処理の適正化でこれということ。ただ、開庁時間をそのまま、職員の出勤時間をずらすとかほかの方法というのは検討はされましたか。

執行部 先ほどのちょっと繰返しになるのですが、恒常的なというのが、時間外を余儀なくされているという状況が、勤務時間と窓口が始まる時間が一緒であることによって、絶対必然的にある附帯作業がそこで発しているという状況を打開したいということをもとに取組を検討してまいりましたので、そういった話のほうは、今のところは出ておりません。

以上です。

委員（時田 洋輔 君） ということは、もう開庁時間短縮ありきでいろいろ考えたということですね。今ので確認ができました。ほかの検討をせずに。

あと適正な事務処理が、これでできるようになるという根拠が見えてこないのですけれども。なぜかなと、どんな検討をされたかを。

執行部 特に窓口職場なのですが、制度改正等いろいろございまして、その中で市民の対応もあ

ると。そして現金の取扱いなども窓口で発生するという状況におきまして、業務の見直し、あるいは指導しながら共有しながらしっかりとやっていくということがなかなか出できないという状況の中で、業務が属人化しながら事務処理のミスが起こったりとかという現状を、昨年度の時点で把握しておりますので、それらを解消するためにということでこの取組もその一環となるのではないかとということで、事務の適正化につながるというふうに考えて検討しておるところでございます。

以上です。

委員（時田 洋輔 君） 能力と数量という関係での検討はしています。要するに、その時間が短くなればそちらに集中できる。処理できる能力というのは、処理する人たちの人数に関係していますけれども、その辺まできちんとして、その結果開庁時間を短くするほうがそれを上回る効果が発生する。市民に御迷惑をおかけしながらでも、そちらを上回る効果が発生するというような検討をきちんとされたのですか。今の話を聞くと、開庁時間短縮ありきでそれを後づけでいろいろなふうに関庁時間を短くするけれども、していないということですのでいいのですけれども、よくはないけれども、していないということは確認しました。

それと、市民への周知は決定したからこれに従ってくださいというやり方も、今までの宇部市のやり方ですよ。そうではなくこうしたいのですけれども、皆さんどう思いますかというパブリックコメントとかも含めてそれぐらいのところからやらないと、本当に混乱すると思いますよ。宇部市のやり方は本当に変わっていないかと。決めたので従ってください、周知ですよ。決めたのでお知らせしますだけのそのようなやり方は、まずいと思いますので指摘します。

あと先ほどの御答弁で、職員数の人数の増減は考えていない。市長はこれまで、職員数が他市と比べても少ないので、そこを検討しないといけいないと言っていたのですけれども。この部署については、全くそこは検討しない、時間を短くすれば人数が足りてきちんと時間外勤務が減り、働き方改革につながって適正な事務処理も図られるという。市長が答弁したのはこの窓口以外のところでの人数ということでいいのですかね。

執行部 先ほどの御質問への答えとしましては、開庁時間の短縮イコールこの職場の人数を減らすということ自体は検討していないよというようなお話の中で、回答をさせていただいたものでございますので、それによって業務的にやはり回らないとか、他自治体に比べて人数が、職員数が少ないという実績は数値として把握しておりますので、これはまた別問題として考えていくところでございます。

以上でございます。

委員（時田 洋輔 君） 別ではないと思うのですけれども、人数、その数量とですね、あと能力とかも加味しながらやっていかないと、雇用したからといって点で見えてはいけないと思うのですよ。それは指摘しておきます。

あと、さっき30分ごとの利用割合をおっしゃいましたけれども、数字のマジックですよ。1

3時から16時30分ではない、12時から13時も、1時間で10%ということは平均すると30分5%なのですよ。9時から12時は、3時間の6だから6、ここは高いのか。7%もいかない6%。そんなに変わらないのですけれども、どこも五、六%で推移していて、16時30分から最後の17時15分は、30分でちょっと低いのですけれども。それでもそんなに変わらない、多分4%ぐらいなのかな。1ポイントとか零点何ポイントの差で、そこをぴしっと線を引かれて何を基準にそこをというふうに考えられて。確かに8時30分から9時は、30分で3.8%は少ないのですけれども、それ以外そんなに変わらないのではないかなと思います。なぜそこでぴしっと。こうやって時間帯が違うから、見たら多いな少ないなと感じはしますけれども。そこを、何を基準に、そこからは時間を分けられたのか。

執行部 9時につきましては、他市の事例をもとにということと、あとは15分から30分程度、やはり情報共有、そして課としての今日の業務について、そして現金の準備等窓口の準備とそういったものがございまして、それにおおよそ15分から30分かかる。結果的に、割合を見たところ5%未満だったので、15分間とするのか、それとも30分とするのかというところで、朝につきましては9時のほうが分かりやすいだろうし、そこまでの影響が出ない数値であろうというのを後から確認をしておるところでございます。

16時30分ということにつきましては先ほどの御説明のとおり、1時間以上の時間がかかるケースも存在すると。そして恒常的な残業、今度は、現金を閉める側のほうの作業の中で発生している恒常的な残業につながっているというところで、どこで線引きをするかというときに1時間というわけにもなかなか難しいだろうということで、市民サービスの低下とのバランスを踏まえて、16時30分というところで検討したところでございます。

以上です。

委員（時田 洋輔 君） ではもう最後にもうちょっと確認。最後1点ですけれども、8時30分から9時の間は、何分ごとに、これデータをとっていますか。

執行部 15分ごとです。

委員（時田 洋輔 君） 8時30分から15分ごとのちょっとデータを、割合か教えてください。

執行部 8時30分から、少しお待ちください……。

委員（時田 洋輔 君） すぐに出ないのであれば、後で皆さんに配ってもらったら。

委員長（城美 暁 君） 時田委員に直接でいいので、資料を渡していただけたら。

執行部 はい、承知いたしました。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。西村委員。

委員（西村 享平 君） なかなか難しい問題だとは思うのです。9時から開庁と16時30分で、延長するというところで基本的にそれだとしても、仕事柄だったり業種柄で、例えば17時

に業務、中にはまだいらっしゃると思うのです。１７時に業務を終了して駆け込むように来る方だったりとか、例えば車関連の方だったら、自社で車検ではなくて山口市のほうで車検する方とかもいらっしゃるので、会社によっては納税証明を８時３０分にとってそのまま整備場に行かれたりとかというところも、業種的にはあらわれたりとかするのですけれども。例えば、職員さんの、庁舎の曜日別に木曜日とかではないのですけれども、ほかの日に開庁時間はこの日は早いです、月曜日は例えばこの日は早くしてとかという感じの、臨機応変な対応というのはちょっと検討にいただければなというのと、確かに手続はコンビニだったりとかすごくできるにはなっていくのだと思うのですけれども。できないこと、特殊なことについては、結局最初言ったことにはなるのですけれども。よくちょっと、市民の方から意見を聞いてというのと、曜日別でちょっとバランスをとって、開庁時間の変更というのを段階的にちょっとやっていただければなというのが意見としてあります。

委員長（城美 暁 君） 答弁求めますか。

委員（西村 享平 君） 意見です、すみません。ちょっとそういうふうな感じなのですから、そういう検討意見のほうはありませんでしたかというところ、すみません。質問します。

執行部 現状では、その日を木曜日というふうに設定をしております、木曜日の夜間を使っていただくというのを、現状はしておりますので、この時間を、短縮をどこまでするべきなのかという議論の中でいきたいと考えているのが現状のところでございます。

以上です。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。甲谷委員。

委員（甲谷 理温 君） すみません。最初に聞いておけばよかったのですけれども、この開庁時間と窓口職場の絡みがあるのですけれども、開庁時間イコール市役所の玄関の自動ドアが開くのが９時なのですか。

執行部 ドア自体は開きますが、その職場まで行けないというような状況です。

委員長（城美 暁 君） 部長どうぞ。

執行部 開庁時間は、現状の７時３０分に施錠を開けるのは変わりません。

ただ、１階のロビーを入られて各窓口がございますけれども、そこにパイプのカーテンがずっとおりるという形で、一旦、ロビーのほうには入っていただくことはできますけれども。今の来庁者のエレベーターについても、税務署のある２階までしか行けないような形になります。だから、入っていただくことはできますけれども実際の執務室のほうに御移動いただけるのは、９時からになります。９時になったらパイプカーテンを開けるという形をとります。

ただ、市民センターのほうはなかなかその措置がとれませんので、現状では９時に開錠する。７市民センターですね、行政手続もございます厚南とか原とか厚東とかございますけれども、こちらについては、９時に鍵を開けるという形に変更を考えているというところでございます。

以上でございます。

委員（甲谷 理温 君） ありがとうございます。私は、早く来たことがないのでよく分かっていないのですけれども。1階に行きます。順番の発券機とるのは、それは、今は8時30分からとれるのですか。

執行部 今は8時30分に開始ですので、8時30分からとれるようになっております。

委員（甲谷 理温 君） 次は、それも9時から取れると。

執行部 一気にお客さんが来られるケースがあるので、順番がどうかという議論になってくるということを踏まえて、市民課ではちょっと工夫をしております、その前に番号発券機はまだ動いてないのですけれども、その前に整理券をとれるような。順番に発券機に行くためのものを、一応札を置いていまして、それによって案内する人であるフロアマネージャーの方が1番の方から順番にとっていただいて、混乱を避けるようなことをやっております。それを引き続きやっていくという形になろうかと思います。その開始を何時にするかというのが適切かということはまた、フロアのほうと話をしながら決めていくという状況でございます。

委員（甲谷 理温 君） 混乱がないように。病院とかだとカードで大きい病院へ行くと、受付だけ最初にできるので、わざわざ整理券を配る必要もないなと率直に思っているのですが、受付の番号を先にとってしまえば、二度手間ではないなと思いますので、その辺混乱がないように検討していただければと思います。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。河崎委員。

委員（河崎 運 君） 今ちょっと市民センターの話が出ましたので。災害時等で待機している職員さんもだし、地域の自主防災会の方々、そういった場合は、もう開錠のお話は24時間開錠していたりするわけなのですけれども、この今の9時というのが手順においても、ひょっとしたら朝開いておかないとまずいような地域もあるのかなという気がするのだけれども、その辺は大丈夫ですか。

執行部 すみません、そういったこともあろうかと思い資料のほうに記載させていただいたのですが、市民センターにつきましては変更後のところの米印にありますように、地域や施設の特性に応じ、利用者が円滑に入退館できるよう配慮するということで、現場のほうと調整を図っていくところでございます。

以上です。

委員長（城美 暁 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないですかね。

私から1つだけ。ふれあいセンターの件なのですけれども。今、答弁でもあったのですけれども、コンビニの利用というのは、これからさらに促進していこうと。そして、促進も進んでいるという

か、利用も進んでいる状況がありますので、ふれあいセンターでの証明書の発行というものがいつまで必要なのかなという疑問があります。

私、地域で活動する者としては、そういったお仕事をやっていただくよりも、より地域のことに取り組んでいただいたほうがいいのかと。地域は大変ですので。思ったりもしていますので、そこは市民環境部で話をさせていただいて、今後、ふれあいセンターでいつまで証明書をやるのかということについては議論をしていただきたいなということを1つお伝えしておきます。

はい、それでは以上で、開庁時間短縮の検討状況について報告を終わります。

総務部の皆さん、お疲れさまでした。

委員長（城美 暁 君） 以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は終わりました。

委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員会報告については、正副委員長に御一任をお願いいたします。

次に、その他として、行政視察調査票をお配りしたことをお伝えいたします。

委員長（城美 暁 君） 以上で、総務財政委員会を閉会いたします。

——— 午前11時39分閉会 ———

令和6年6月19日

総務財政委員会委員長 城 美 暁